

令和 7 年度茨城地方最低賃金審議会
第六回本審議会議事録

令和 7 年 9 月 3 日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和7年9月3日（水）午前9時30分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
菅野 雅子
清山 玲
野村 貴広
松本 理佳子

労働者代表委員 梅原 清活
黒澤 一仁
小坂 祐之
生井澤 律子
宮下 有一

使用者代表委員 阿部 太洋
澤畑 英史
柳瀬 香織
山崎 敏紀

茨城労働局 局長 佐藤 悦子
労働基準部長 江口 勇次
賃金室長 黒羽 勝利
室長補佐 猪狩 智行
賃金係 佐藤 瑞己

議事次第

- (1) 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）
- (2) 異議申出審議
- (3) その他

補佐 本日は、お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。ただ今から、令和7年度第六回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、都合により、使用者代表委員の遠藤委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、委員総数の3分の2以上又は公・労・使各代表委員の3分の1以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。それでは、当審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。

会長 連日の会議ですけれども、皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、早速、議事に入ります。まず、全国の最低賃金の改正状況について、事務局からご説明をいただきます。

係員 皆様のお手元に資料とは別にお配りしております、令和7年度地域別最低賃金改定状況をご覧ください。昨日9月2日時点で、結審を確認している局について一覧にまとめております。

現在、43局で結審していることを確認しております。以上です。

会長 ただ今のご説明について、何か質問等はございますか。

全委員 (質問等なし)

会長 それでは、議題(1)の最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、諮問に入らせていただきます。

8月18日に局長に答申いたしました茨城県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出ですが、9月2日までに茨城県労働組合総連合関係を含め、合計6

件の異議申出書が局長あてに提出されておりますので、この件について、審議をお願いすることになります。

それでは、異議申出書の提出に伴って、局長から諮問がございます。事務局から諮問文の朗読をお願いします。

係 員 (諮問文の朗読)

(局長から会長に諮問文を手交)

会 長 ただ今、局長から当審議会に対して、異議申出書についての諮問がありましたので審議します。事務局から説明をお願いします。

室 長 説明いたします。ただ今、会長からご説明がありましたように、6団体から異議申出書の提出がありました。

異議申出の内容につきましては、配付しております資料ナンバー1の287ページから資料ナンバー6の293ページになりますが、異議申出書受理後、委員の皆様には、直ちに異議申出書を情報提供しておりますので、この場におきましては、異議申出のあった団体名のみご紹介させていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

資料ナンバー1、287ページ、茨城県労働組合総連合様。なお、当該団体は、この後意見陳述がございます。続いて、資料ナンバー2、289ページ、茨城県自治体労働組合連合様。こちらの団体からも、この後意見陳述がございます。資料ナンバー3、290ページ、茨城県高等学校教職員組合様。資料ナンバー4、291ページ、全日本年金者組合茨城県本部様。資料ナンバー5、292ページ、全労連・全国一般労働組合茨城地方本部様。資料ナンバー6、293ページ、全日本建設交運一般労働組合茨城県本部様。以上、6団体から異議申出書が提出されております。

会 長 ありがとうございます。前回の審議会で異議申出があった場合には、申出団体から意見聴取することに決定しております。意見陳述人から意見聴取を行いたいと思います。事務局で準備をお願いします。

（意見陳述人①着席）

会 長 陳述人の方は、氏名、団体名を述べてから、5分程度で異議について説明をお願いします。

意見陳述人 皆さん、おはようございます。茨城県労働組合総連合で事務局長をしています岡野といいます。よろしくお願いします。また、こういう機会を設けていただいて、ありがとうございます。私の方で、異議申出書に従って意見を陳述したいと思います。

まず、現行の1,005円から69円引き上げて1,074円にすることを答申されたということに対しては、目安額より6円アップの69円引上げというのは、全国的に見ても、それなりに高い金額になっていて、審議会の皆様のご奮闘に敬意を表したいと考えているところです。ただ、物価高の中で、生活に困っている非正規労働者、女性労働者にとっては、1,500円以上を実現して、1,700円を目指してほしいというのが基本的な要求なので、そういう現状を考えると、満足いく答申額にはなっていないと言わざるを得ないというのが私たちの意見です。

異議については4点あるのですが、まず、1点目は、1,074円では、非正規労働者の7割から8割を占めていると言われている女性労働者、それと、文書には書いてないのですが、高等学校教職員組合やその他の異議申出書の中では、高校生の学習権の問題であるとか、年金者組合の

方からは、年金生活者、特に、女性の低年金者の生活改善のためには、やはり、1,500円以上をお願いしたいというところであります。真ん中の方に書いてあるのが、いわゆる、市町村役場での非正規労働者である会計年度任用職員が、全職員の42%を占めていて、女性が80.9%を占めている現状を考えると、最低賃金を1,500円以上、1,700円、2,000円を目指すということが必要だということです。

それから、2点目としては、審議会の意見の中に全国一律制を求めるというところがありませんので、やはり、私たちとしては、最低賃金を全国一律制にして、労働者の県外流出を食い止めてほしいということです。今年は、Cランクが64円で、A、Bランクが63円で、地域間格差を考えた目安額にはなっているのですけれども、でもやはり、全国一律制を目指して国に求めていかないとなかなか厳しいだろうというところがありますので、その辺についても、今回もそうだし、来年度以降については、是非ご検討をお願いしたいと思います。それから、今回は、中小企業支援を充実させるべきだという意見が出ていて、私もそれを聞いて、非常に納得できているのですけれども、私たちの中小企業支援というのは、賃上げをした中小企業だけではなくて、全ての中小企業が最低賃金を上げてもやっていけるような、税であるとか、社会保険料の事業主負担の軽減など、具体的な中小企業支援策が必要であると考えていますので、その辺についても、異議を申し出たということです。

それから最後に、茨城県の方は10月12日が発効日になります、という話があって、それについて異議を申し出るといことで文書を作って提出したのですけれども、でも、実はそのあとに他県で、例えば、埼玉県が11月1日からいことで、全国13県が遅れて、群馬県などは来年の3月1日から、秋田県は3月31日からという情報を私も新聞な

どで知って、こういうところと比べたら茨城県はまだましなのだと思っているのですが、発効日が遅れるというのは、非正規労働者にとって非常に深刻な問題なので、これだけたくさんの県が発効日を遅らせるということになってしまうと、来年度以降、茨城県もそうなるといった危険性もないわけではありませぬので、是非、発効日については、10月1日からということを守っていただいて、低賃金で働いている労働者の生活を守るという点で、発効日を遅らせないようにお願いしたいと考えています。私の方からは以上です。

会 長 それでは、ただ今の陳述について、何かご質問やご意見はありますか。

全委員 （意見・質問等なし）

会 長 ありがとうございました。

（意見陳述人①退席）

（意見陳述人②着席）

会 長 それでは、陳述人の方は、氏名・団体名を述べてから、5分程度で異議について説明をお願いします。

意見陳述人 茨城県自治体労働組合連合の書記長をしております柿沼と申します。8月上旬の審議会に続きまして、再度このような陳述の場を設けていただいたことに御礼申し上げます。ありがとうございます。

まず、8月18日に茨城県の最低賃金が69円引き上げて1,074円とする旨の答申がされました。こちらは、関東地方と比較すると、他県の答申額を大きく上回って、この点に

については、本当に敬意を表したいと思います。しかしながら、8月26日に群馬県で本県を9円上回る78円という引上額で答申されました。また、それ以上に重要だと考えているところが、直近上位13位の北海道が、茨城県の前に65円引上げの1,075円で答申されました。わずか1円差で、当県の全国14位という位置は変わらない状況になります。14位の現状維持と13位に上昇したとでは、印象が全く違うばかりか、6月に県と労働団体と経済団体の三者による意見交換があったかと思うのですけれども、そちらで目標とされている、知事がよくおっしゃっています、全国9位相当の経済実態との乖離を今後5年から7年で解消していく、ということを実行していくためには、更なる引上げが必要であると考えただけでなく、最低賃金のための総合指数があるかと思うのですけれども、その19指標のうち、一人あたりの県民所得が、令和4年度には茨城県は全国第3位になったかと思います。令和5年度についても、4年度を上回る過去最高額になったという報道も拝見しております。こちらは2月に、県の労働政策課との懇談を茨城労連が行ったのですけれども、その担当者の方が、こういった経済実態そのものについて、現在の全国9位から、他の残りの18指標についても、茨城県は毎年上昇傾向にある指標も多いかと思われ、将来的には更に上がっていくのではないかとということも考えられる、とおっしゃっていました。そうしますと、これを見越した更なる最低賃金引上げが今から必要であると考えています。

以上の事実を踏まえて、先ほどの陳述にもありましたけれども、やはり、労働者の県外流出の防止、これは前回にもお話しましたが、人手不足だけではなく、働く側の立場だけではなく、そのサービスを受ける県民にとっても、サービスの低下になると思いますので、それを防止するためにも、さらなる引上げを求めるということでお願いしたい

と思います。

先ほど事務局の方からもお話がありましたとおり、昨日の段階で、答申額を出されたのが43県で、そのうち中央最低賃金審議会が示した目安額を上回る引上額で答申されたのが35県、うち7県が群馬県も含めて目安額より10円以上も引き上げて答申されました。これは、中央最低賃金審議会が、目安額そのものを昨年と比べて13円から14円と大きく引き上げたにもかかわらず、約8割を超える都道府県がそれを上回る引上額を答申したということで、過去に例がないと思います。最低賃金の低い地方を中心に、危機感を持って懸命に隣県との格差を是正したい、という意思の表れであると思っています。本県もこの流れに後れを取らず、一刻も早い全国9位相当の経済実態に見合った最低賃金額にするだけでなく、隣県との最低賃金額の比較を今の最低賃金ベースで出してみたのですけれども、茨城県は、一番差がある埼玉県との比較で、最大73円あります。こちらは全国で13番目に差が大きいです。そういった点も踏まえまして、他県への人材流出を防止するためにも、一刻も早いさらなる引上げを求めていると思います。以上でございます。ありがとうございました。

会 長 ただ今のご意見につきまして、皆様の方から何かご意見・ご質問等はございますか。

全委員 （意見・質問等なし）

会 長 ありがとうございました。
それでは、これで異議申出の聴取を終了いたします。

（意見陳述人②退席）

会 長	この異議申出につきまして、労使双方からご意見を伺いたいと思いますが、意見を集約するために、それぞれ打合せが必要でしょうか。
使側委員	大丈夫です。
労側委員	大丈夫です。
会 長	それでは、労使双方の代表の方から、それぞれご意見をお伺いします。まず、労働者側からお願いいたします。
労側委員	異議申出をお受けしたということではありますが、最善を尽くした審議ということで、ご理解いただければと思います。
会 長	はい、わかりました。ありがとうございます。それでは、使用者側からお願いいたします。
使側委員	本年度の審議を進めていく中で、最低賃金を引き上げていくことの必要性につきましては、使用者側も理解しておりまして、急激に引き上げていくことは反対であると散々申し上げてまいりました。 結果、昨年に引き続き過去最大の引上幅となりまして、企業の負担はますます増え、特に、地場中小企業・小規模事業者にとっては、支払能力の有無に関わらず適用されるため、企業存続の危機に立たされ、それにより失業のリスクも考えられる状況であり、これ以上の金額アップについての協議は不要です。 改めてお伝えしたいのは、物価高対策、人材流出を防ぐとの理由で最低賃金引上げが推奨される一方で、人件費が想定以上に上がることにより、現在従事されている社員や

パートの雇用が失われ、そして、そのご家族の生活が脅かされることのないよう、大幅な引上げを進めた審議会の責務として、できることをしっかりやらなければならないということです。

今年度の答申文には、例年以上に企業が置かれている厳しさや各種行政支援策の使いづらさ、本当に施策が企業に役立っているのか、また、今回の最低賃金引上げによる県内経済への影響をしっかりと見極め、次年度の審議に繋げていくこと、などを盛り込んでいただきました。

言いつばなしで終わることなく、ここにいる審議会委員並びに茨城労働局の皆さんで、県内経済の発展に寄与できるよう、今後も精一杯努めていかなくてはならないと感じております。使用者側からは以上です。

会 長

ありがとうございました。皆様方の意見を集約しまして、私の方から意見を述べることにいたします。

この答申に対して様々なご意見があること、最低賃金近傍で働く人々の実情や地域の経済状況、社会状況について、小規模事業者、中小企業の経営者の方々のご意見等も含めて審議の中で伺っています。そして、各種データを踏まえて、ぎりぎりまで調整した結果が今回の答申になっています。当審議会といたしましては、公・労・使の三者が、真摯にぎりぎりまで審議を尽くした結果が今回の答申であると思っておりますので、答申は、このまま維持することにしたいと思います。

その上で、先ほどの異議に関して、若干コメントさせていただきたいと思います。

まず、1,500円以上に引き上げるために、税、社会保険料のことなど中小企業・小規模事業者への支援については、かなり答申文に書き込んでいますし、国や県に対しても要望しているところです。また、10月1日発効に戻すこと

は、当審議会の一存ではできません。目安額が出ていない状況で審議をするということは、ほぼ不可能ですし、目安額の提示、中央最低賃金審議会からのメッセージが今回のように遅れた場合、審議を尽くすために10月1日発効は諦めざるを得なかったという、この事情についてご理解いただきたいと思います。地方の審議会レベルの裁量で、できることではないと思っています。茨城の審議会は、その中でも最も早く発効できるようにという労働者側からの強い申入れがあり、日程調整を図った結果です。この辺りの背景についても、ご理解いただきたいと思います。

以上のような意見のとりまとめでよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。それでは、8月18日の審議会の答申どおりという結論にさせていただきたいと思います。

局長に答申したいと思いますが、この異議申出に対する答申内容について、事務局の方で答申文(案)の準備をお願いします。

室 長 承知しました。

使側委員 この時間で、少しいいですか。

会 長 はい、どうぞ。

使側委員 例えば、最初に意見いただいた金額に関して、我々相当議論していると思うのですが、中小企業が国とか茨城県に支援を求めるということについて、この最低賃金審議会の場以外に、何かそういう、例えば、税とか保険料とかというのはお互いに思っていて、みんな上げたいのだけれども

結局そこが変わらないから、上げられる、上げられないの話になるので、ここの大事なところを、どういう風に訴えていけるのかなと思っています。

会 長 皆様の方で、ご意見などはありませんか。

今、使側委員がおっしゃっているのは、答申には盛り込んだけれども、それ以外に、とにかく最低賃金を上げる環境整備、中小企業支援について、ここで答申に盛り込むだけではなく、もう少し何かできないだろうかというご意見と理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

使側委員 そうです。

会 長 そうですね。それについて、何かいいアイデアをお持ちでしょうか。

使側委員 ここに書かれている税とか保険料とかの見直しは、国も関わってきますので、答申に盛り込んだといっても、その意見は簡単に通らないとは思いますが、やはり、何かしら声を上げていかなきゃいけないと思うのですよね。

一番最たるものは消費税で、生活が厳しい人にも平等に取る税金ですから、こういうものを見直さないと。最低賃金を引き上げることは正しいかもしれませんが、何かもっと具体策が必要だと思うのです。

会 長 そうですね。今、おっしゃったことって、すごく大事なことだと思います。

例えば、社会保険料ですが、その上限が設定されているがゆえに、所得再分配機能が働いていないということが指摘されています。結果的には、中小企業負担が相対的に重くなるというようなことは、額としてではなく、ウェイト

として考えた時に、そうなりやすいと言われているのですが、こうしたことについて、申入れを行うことはあり得ることだと思います。中央では、中央会の方とか経団連の方とかが、かなりご意見を言われていますし、地方として何かできないかということであれば、最低賃金審議会として、今後考えるというスタンスを取ってもいいかもしれません。例えば、国や県に対して、より詳細な要望書を作成するなどして。

使側委員 答申に盛り込むのは当然で、それで、例年、盛り込んでいただいている、少しずつ改善されているのではないかと思います。

会 長 要望するということですね、わかりました。

使側委員 全ての意見を聞いても、金額だけの争いであって、他の皆様も同じ意見を持っています。

会 長 一緒に申入れをするということは、ある種のデモンストレーションの問題なので、行動を起こしたいということだと思うのです。

使側委員 いや、来て話されてというので、当然、この1,500円というのは、やはり我々からしても、営業利益が出ない赤字の中で何とか生き延びなければならない辛さがあります。

1.5倍に上げなければいけない、最低賃金を上げたいけど上げられないという実情があるのも事実です。

会 長 すみません。使側代表委員、いかがですか。

使側代表 今回の答申文は、例年になく盛り込み具合なので、それを

委員	具体的にどう展開していくかが大事だと考えています。
使側委員	それが聞ければ十分です。昨年度を知らないのです。
使側代表 委員	この間、労働局長とお話する機会があった時、労働局長の方から答申文を国の方にしっかり伝えるというお話をいただいたのと、先ほど、今回の件について使側の意見を伝えましたが、やはり、この審議会の責任として精査していかないといけないというのが大事です。しっかり追いかけていかないと、答申に掲げて言いっぱなしで終わるといえるのは無駄なことなので、そこはきちんと担保していただきたい、というのは、すごく強く思います。
会 長	はい、そうですね。 その後の動きを追いかけるということは、とても重要ですし、追いかけるためにいろいろなデータを確認したいですね。県に対しては、例えば、予算の執行状況や還付状況など、きちんと執行されているかどうかまで見届けることがとても大事だということが一点。 見届けるだけでなく、先ほど使側委員が主張された答申を説明し理解してもらうように要請行動をするということであれば、それは公・労・使で話し合いを持って、今年度なのか、来年度なのか、まずその行動を起こすのかということもありますけれども、少し考える機会を作ってもいいのではないかと思います。
使側委員	全員の忙しい時間を引っ張るという気はなくて、答申に書き込んでいただいて、それを追いかけていただいて、昨年度はこう言ったけど改善しなかったからもっと強く言いましょうとか、今年度の答申を来年度の協議につなぐという意味でも、答申の後追いをしていただければと思っています。

ます。

会 長

そうですね。

それは、とても大事だと思っておりますので、私からも茨城県の方にそのことを既にお願ひしています。

答申を作成するに当たっても、中小企業支援のことなど、委員の皆様からいろいろな話をお伺いしました。補助金の申請スケジュールの見直しをできないか、もっと使いやすいようにできないか、補助金の継続性など、求める支援の内容等など。議論の過程で出てきたことについては、労働局の方からお伝えいただくという答申になっておりますが、私の方からも茨城県にお伝えいたしました。

今後、労使の皆様方もそういうことをお伝えする機会がおりかと思ひます。全員でということとは現実的ではなかったとしても、何らかの形で伝える機会を作っていくというようなことを、来年度以降、検討しても良いのではないかと思います。労使が完全に一致するというものばかりではないけれども、一致するものもあると思ひれます。せめて、一致するところは労使で強く申し入れるということも考えて良いのではないかと思います。

今の使側委員のご意見は、今後の継続課題とさせていただきますということによろしいでしょうか。

使側委員

はい。

会 長

ありがとうございました。

それでは、答申文(案)の朗読をお願いします。

係 員

(答申文(案)の朗読)

会 長

この答申文(案)のとおりでよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 それでは、答申文の（案）を削除してください。これから局長に答申いたします。

(会長から局長に答申文を手交)

会 長 それでは、ここで局長から御挨拶がございます。

局 長 ただ今、清山会長から茨城県最低賃金の異議申出の諮問に対しまして、本年８月18日付け答申どおり決定することが適当である旨の答申をいただきました。

これによりまして、茨城県最低賃金につきましては、現行の時間額1,005円を69円引き上げまして、時間額1,074円と決定するというもので、今後の手続きを進めてまいりたいと考えております。

今回、答申を取りまとめていただきました清山会長をはじめ、公・労・使・各委員の皆様方のご尽力に、改めて深く感謝申し上げたいと思います。

今後の手続きといたしましては、速やかに官報による公示を行いました上で、10月12日日曜日からの発効となる見込みでございます。

労働局といたしましては、改定額につきまして、県内事業者や労働者の皆様方への周知広報、履行確保に努めてまいります。また、８月18日の答申文に附帯事項として盛り込まれました様々な要請の内容につきまして、本省の方には既に報告しているところでございます。要請は、茨城の審議会だけでなく、中央の方でも似たようなご意見をいただいていると思いますし、他局の審議会でも同様の議論があるのではないかと推察されます。これを受けまして、国

の大きな制度にかかわることにつきましては、中央の方で検討がなされることと思いますので、その状況については、随時情報収集しつつ、報告してまいりたいと思います。その他、当地において対応可能な部分につきましては、県をはじめといたしまして、関係自治体や関係機関とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

支援施策につきましては、周知啓発を図りながら、利用促進に積極的に取り組んでいきまして、賃上げしやすい環境の整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様方におかれましては、並行して、特定最低賃金の改正決定に関する必要性の有無についてのご審議の方も、引き続き、行っていたいただいているところでございます。ご多忙の中、大変ご苦勞をおかけいたしますが、引き続き、ご協力くださいますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、本日、答申をいただきましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

会 長

では、異議申出の件につきましては、これで終了とさせていただきます。なお、茨城県最低賃金専門部会については、茨城県最低賃金専門部会運営規程第9条に基づき、異議申出期限9月2日をもって廃止となりましたのでご報告いたします。

それでは、茨城県最低賃金の効力発生日および今後の日程等について、事務局にご説明いただきます。

室 長

効力発生日についてですが、ただ今、異議申出審議にかかる答申をいただきましたので、直ちに官報公示の入稿の手続きを行います。そうしますと、9月12日から30日間の

官報公示を行います。効力発生日については、答申をいただいた内容のとおり、法定発効で10月12日日曜日となる見込みになっております。

今後の審議会の日程についてですが、先日の本審議会において、特定最低賃金に係る必要性の審議が継続となりまして、その際、他局の状況をとというお話になりましたので、他局の必要性審議の結果を把握して開催させていただきます。現時点では、予定していた日程を確保したまま、よろしくお願いいたします。

会 長 その他に、何かご意見やご質問等はございますか。

全委員 (意見・質問等なし)

会 長 ないようですので、これで本審議会を終了といたします。皆様、お疲れさまでした。